

指定認証機関制度

総務省自治行政局住民制度課

1. 制度の概要

都道府県から公的個人認証サービスの電子証明書の発行等に係る電子計算機処理等の事務の委任を受けることができる者を指定する制度。

2. 指定、登録等の基準

○ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）

第 36 条 総務大臣は、第 34 条第 2 項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定認証機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、認証事務等（指定認証機関が行う認証事務及び第 53 条第 1 項において準用する第 29 条から第 31 条までに規定する事務をいう。以下同じ。）の実施の方法その他の事項についての認証事務等の実施に関する計画が認証事務等の適正かつ確実な実施及び認証業務情報の保護のために適切なものであること。

二 前号の認証事務等の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する法人であること。

三 申請者が、認証事務等以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認証事務等の適切な執行が困難となるおそれがないこと。

2 総務大臣は、第 34 条第 2 項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定認証機関の指定をしてはならない。

一 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者であること。

二 第 49 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第 1 号に該当する者

ロ 第 40 条第 2 項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して 2 年を経過しない者

○ 認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成 15 年総務省告示第 706 号）

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人自治体 衛星通信機構	2003 年 11 月 14 日	03-3434-7348	指定要件を満たしているため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

○ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律

第 34 条 （略）

2・3 （略）

4 委任都道府県知事は、指定認証機関に第 1 項の規定により指定認証機関が行う第 3 条第 6 項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料（第 6 項において「発行手数料」という。）を指定認証機関の収入として収受させることができる。

5 委任都道府県知事は、指定認証機関に第 1 項の規定により指定認証機関が行う第 18 条第 1 項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等及び同条第 2 項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に係る手数料（次項において「情報提供手数料」という。）を指定認証機関の収入として収受させることができる。

6 前 2 項の場合における発行手数料及び情報提供手数料の額は、委任都道府県知事の統括する都道府県の条例で定めるところにより、指定認証機関が定めるものとする。この場合において、指定認証機関は、あらかじめ、当該発行手数料及び情報提供手数料の額について委任都道府県知事の承認を受けなければならない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（2008 年 4 月 1 日現在）

改正の必要なし。

7. 政策評価

http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/pdf/070710_3_se12.pdf（PDF ファイル）